

木津川市教育委員会会議録

平成30年第8回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成30年8月29日（水） 午後3時から午後5時15分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-2会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員

（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長

○欠席者：佐脇貞憲委員

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

事務局が、会議録中、5. その他（4）の題名中の「事業時間数」を「授業時間数」に修正を申し入れた。また、委員から（3）幼稚園給食に係わる保護者説明会についての質疑応答中1つめの質疑について接続語の位置に疑義があり、事務局が、「園児数最もが多い」を「園児数が最も多い」に修正を申し入れた。

森永教育長が、修正箇所を訂正の上、第7回定例会議の会議録の承認について提案された。委員より異議なく承認された。

3. 追加議案の提案

教育長が、本日の議案に1号追加し、議案第28号として「木津川市立幼稚園規則の一部改正及び木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の一部改正に係る臨時代理について」を提案し、賛成者の挙手を求めた。

挙手全員により追加議案が承認された。

4. 議事

《議案第23号 平成31年度以降使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

中学校「特別の教科 道徳」教科用図書について、別紙のとおり採択を求めるもの。

山城教科用図書採択地区協議会では、平成31年度以降に使用する中学校「特別の教科 道徳」教科用図書については、廣濟堂あかつきの中学生の道徳及び中学生の道徳ノートが選定された。

(選定の流れと採択の仕組みを説明)

(中学校 特別の教科 道徳の3つの採択基準及び7つの基本観点について説明)

今回の特別の教科 道徳については、8種の教科用図書から検討された。その中で廣濟堂あかつきの図書が選定された理由について、採択基準毎に説明する。

1つ目の「学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること」については、全ての内容項目をバランス良く扱っており、35時間分の教材の配列が年間を通じて分散され、バランスよく配置されていること。また、別冊で道徳ノートがあり内容項目ごとに振り返りが出来るようにセットされていること等が挙げられる。

2つ目の「内容や構成が学習指導を進める上で適切であること」については、教材ごとの学習の手がかりにより深く教材を理解し、「考えを広げる・深めること」について、自分自身とつなげて考えさせる工夫をしている。また、良く知っているスポーツ選手や近代の偉人等の多彩な人物教材を取り扱っていること。そして、いくつかの教材の後にシンキングとして教材に関連するコラムを設けて多面的・多角的に考えられるように工夫されていること。更には、内容を様々な観点から示した「考える・話し合うこと」を教材ごとに設け、生徒の主眼的・対話的で深い学びを促すための工夫がされていること。

情報化社会の進展に伴う情報モラルやいじめ問題、国際理解、環境問題等の今日的な課題を取り扱っている事等があげられる。

3つ目の「使用上の便宜が工夫されていること」については、カラー刷りでユニバーサルデザインの視点からも配慮されており、学年に応じて漢字にルビを振っている等、また、文字が大きく読みやすい等が工夫されている。

これらの事から廣濟堂あかつきが選定された。

【質疑応答】

教 育 長：全体的には、どの様な特徴があったのか。

事 務 局：全体的には、どの教科書会社も内容項目がバランス良く配置されていると報告されている。1年を通して内容項目が配列良く組み立てられている。

中心発問例や振り返りの発問例等がどの教科書会社も示されており、授業の筋道がはっきりしていた。

8社中の2社において、道徳ノートを分冊で構成していた。

教 育 長：いじめの取扱いについては、全体としてどうであったのか。

事 務 局：いじめ問題については、どの教科書会社も重点的に取り扱っていた。大差は

無かったが、多少「日文」の取り扱い量が多かった。

委員：山城地域は、若い教師が多くなってきているが、教師が使いやすいといった観点からはどうであったか。

事務局：若手の教員が使いやすいということは、選定のポイントとなる部分であった。すべての教科書会社で基本発問、中心発問、振り返りという流れになっているが、新学習指導要領では、主体的・対話的な深い学びが大きな観点となっており、廣済堂あかつきについては、各単元の最後の扉部分に学習の手がかりとして、考えを広げたり、深めたりする発問が用意されていたので、若手の教員にも非常に参考になるものである。

委員：道徳は、表面的な部分で終わってはいは意味が無いので、深い学びを得るために自分の心を掘り下げて考えるための工夫はされているか。

事務局：あかつきに関しては、定番の教材が多く資料が持つ力強さがあげられている。ただし、教材が持つ力だけでは授業は成立しないので、対話的で深い学びになるように教材研究や事前準備が必要である。

委員：各教科書は、内容的に似かよっているが、あかつきの特徴はどの様なところか。

事務局：昔から使われている定番の教材が多いこと。長く使われている教材には訴える力がある。

もう1つは、主体的・対話的で深い学びにおいて、子ども達が、授業の中で対話を通して価値を深めていくためにどの教科書が良いかとの論点の中で、各教材の最後に考える・話し合う提起の部分があり、学習の手がかりとして基本発問や中心発問ではなく、価値に深く触れる様な発問が用意されている。また、考えを深める・広める部分では、違う視点で価値項目を深められるような工夫がなされている。

道徳ノートが別冊になっていることもポイントである。

委員：道徳ノートは、授業でどの様に使用するのか。

事務局：日文とあかつきだけが別冊での道徳ノートになっている。

日文は、ワークシートとして使用するようになっており、1つの教材で1つのページとなっている。基本発問、中心発問といった流れが出来上がっており、ノートに書き込んで発表し、振り返りをするように出来ている。

若手教員には、授業をやり易い反面、中堅・ベテラン教員にとっては、アレンジが利かない構成である。

あかつきは、価値をさらに深める様な別の話が載っており、再度、違う視点から学習するように出来ている。

教材を2つやってから使用したり、学習前に読んだ感想と学習後の気付きを書いたりできるので、評価が高くなった。

- 委員：2社が分冊している道徳ノートの違いを説明願う。
- 事務局：あかつきの道徳ノートを、子ども達が学習の記録、振り返りとして使用するのには、非常に大事な作業である。ノートを書いて自分自身を見つめるのは、自己理解につながり、自分の心の成長を確認することにつながる。
- 日文は、先程も述べたとおりワークシートとして各教材とリンクしており、アレンジはきかないが、若手教員は授業をやり易い。
- 委員：あかつきの定番的な資料であれば、資料を踏まえながら価値全体を深めやすいと考えてよいのか。
- 事務局：お見込みのとおり。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第24号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

平成31年度使用小学校教科用図書について、別紙のとおり採択を求める。

山城教科用図書採択地区協議会では、現在使用中の教科書が引き続き選定された。

小学校の教科書については、平成26年の採択から4年が経過するため、今年度が採択年となっている。

平成29年度の検定において、新たな図書の申請が無かったため、平成25年度の検定合格図書の中から採択を行うことになる。

この4年間、山城地域において使用している教科書の使用実績を踏まえて、平成32年度新学習指導要領を実施するまでの1年間の暫定的な教科書でもあることから、あらためて調査・研究を行うことをせずに平成26年度における調査・研究の内容を活用して採択を行うこととなった。

採択地区協議会で協議の結果、平成26年度に採択し、現在使用している教科書についての支障や問題点の意見等は受けていないことから、平成31年度も引き続き使用することに全員一致で決定した。

【質疑応答】

委員：教科書は4年間使用する訳だが、学習指導要領については期間が一定ではないのか。

教育長：概ね10年間である。教科書の使用期間が4年間なので、どこかでずれが生じる。

委員：今回は、例外的な措置か。過去にも暫定措置はあったのか。
教育長：あった。学習指導要領が10年間、教科書使用が5年間と決まっていればきっちり合うが、学習指導要領が社会情勢等により概ね10年で、定まらない。
委員：現在使用している教科書は、改訂はされているのか。
事務局：訂正や統計的なデータの入れ替えはあるかも知れないが、大きな改訂はないと承知している。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第25号 木津川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

新学習指導要領の全面実施に伴い、道徳の教科化及び増加する授業時間数の確保のため2学期の始期を早めることとして、所要の改正を行うもの。

施行期日の異なる改正のために2条で構成している。

第1条として、平成30年度から教科化となった小学校の道徳の名称を改めるもので、平成30年4月1日から施行し、道徳（小学校にあっては、特別の教科 道徳）と改正するもの。

第2条として、小中学校の第1学期の終期を8月26日に第2学期の始期を8月27日とし、併せて第1条で名称を改正した道徳について、来年度からは中学校も教科化となることから、特別の教科 道徳に改めるもので、この改正については、施行日を平成31年4月1日とするものである。

【質疑応答】

委員：時数は、4日から5日分なので20時間位が増えて総時間数では合ってくるが、1週間のコマ数の関係で不足することが想定される。学校によってうまく調整する必要がある。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第26号 木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

京都府立学校教職員服務規程の一部改正に基づき、所要の改正を行うもの。

教職員等の出退勤時刻をＩＣカードによるシステム管理を行うことにより、所要の改正を行うもの。

また、特別休暇の取扱いについて、府の服務規程に整合させる改正を行うもの。

【質疑応答】

委員：ＩＣカードで、きちんと出退勤の管理が出来ているのか。

事務局：導入当初は、打刻忘れもあったが、今はきちんと出来ている。

委員：出勤簿に印鑑を押さなくても良いのか。

事務局：この改正により９月からは不要になる。

委員：出勤簿は、無くなるのか。

事務局：有給休暇の残日数の管理等は、今までどおり教頭が記載する。

委員：異動する際に出勤簿を持っていくのは同じか。

事務局：山城管内は、同じ京都府のシステムを入れており、京都府に問い合わせ中であるが、おそらく出勤簿と出退勤記録になるのではないかとのことである。

教育長：出勤状況は、整理が出来るのか。

事務局：月末で締めたものを提出してもらい集計をしている。どの月に誰が何時間勤務したかは、把握できる。

教育長：出勤簿では、何日出勤したのかは分からないのか。

事務局：年休は、届により教頭が記載する。出張も同様である。

委員：出勤と退勤を記録するだけのものか。

委員：事務の簡素化につながっていないのではないか。

教育長：そもそも出退勤管理は、超過勤務を学校長と教員それぞれが把握することを目的に導入した。ただし、出勤簿の代替的な用途を持つのなら、休暇等も併せて管理できるシステムが必要である。

事務局：府立学校が使用しているシステムと同じものであるので、府の動向を見ながら考えたい。

委員：配偶者が死亡した場合の休暇日数が１０日から７日に減った理由は何か。

事務局：京都府が他府県の情勢を見て改正されたと承知している。

委員：教職員への周知方法は、どの様にされるのか。

事務局：府費負担教職員であるので、府が４月に通知している。

委員：特別休暇に規定のある障害のある子の範囲に発達障がいの子も含まれるのか。

教育長：障がいの定義には、発達障がいも含まれる。

事務局：確認にあたっては、身体障害者手帳等、障害福祉サービス受給者証等の写し

や精神障がい又は発達障がいがあることを示す医師の診断書等の書類を求めることが府の留意事項で定められている。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第27号 平成30年度木津川市一般会計補正予算第3号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

平成30年第3回木津川市議会定例会に提出の平成30年度木津川市一般会計補正予算第3号の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,545,086千円とするもの。

歳出予算9款教育費については、補正前の額3,618,148千円に20,576千円を追加し、総額3,638,724千円とするものである。一般会計に占める教育費の割合は、12.75パーセントである。

(資料により主たる補正事業内容を説明)

【質疑応答】

委員：小学校の施設管理事業費にある爆裂等修繕とは、何が起こったのか。

事務局：壁の中に雨水などが侵入して鉄筋が腐食膨張してモルタル等が剥がれる状態を爆裂いう。

委員：補正予算に直接関係ないが、1学期に米飯の提供が停止された幼稚園給食はどうなったのか。

事務局：別の事業者で手配出来た。

委員：費用的には変わらないのか。

事務局：給食費には、若干影響が出る。木津川市に配送ルートを持っていない業者であるので、新規にこちらに回る配送車や人の確保などに費用がかかり、特に米飯は、これまでは何人分で発注していたものを何キログラム単位の発注になり、クラスの人数で割り返すと割高になる。

委員：城山台小学校が5クラス増だが、校舎は大丈夫か。

教育長：ピーク時には、多目的教室等の転用等も必要になると思う。児童の増加スピードは、想定より早い。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第28号 木津川市立幼稚園条例施行規則の一部改正及び木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の一部改正に係る臨時代理について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

市立幼稚園利用者負担額及び特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額について、「子ども・子育て支援法施行規則」が8月下旬に改正施行され、9月1日施行予定であるが、正式通知が未到達であるため、改正通知受理後、直ちに教育長の臨時代理による規則改正を行うもの。

内容としては、幼稚園利用者負担額に係る市町村民税所得割課税額の算定にあたり、1つ目は、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例を適用すること。

2つ目は、都道府県から指定都市への財源移譲に伴う特例として、指定都市に住所を有する者の市民税率が8パーセントに改められたことから、指定都市以外に住所を有する者と同率の6パーセントの税率で市町村民税所得割課税額を算定するものである。

【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

5. 教育長報告（平成30年8月1日～平成30年8月29日）

（1）教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・8月7日は、木津川台小学校で学校安全研修が開催された。不審者対応に関する研修を木津警察署生活安全課の支援を得て、「さすまた」の使用方法等を研修した。
午後は、中学生海外派遣事業の結団式・出発式があった。サンタモニカへ約10日間の日程で体験・学習をして、元気に帰国した。
- ・8月20日は、相楽地方小中学校管理職研修会がむくのきセンターで開催された。
- ・8月21日は、小・中学校の児童・生徒と同志社大学の学生が同志社プロデュースプロジェクト活動を行った。
- ・8月23日に予定していた高麗寺跡整備委員会は、台風20号の接近による警戒態勢により延期となった。

- ・ 8月29日に中学生全国大会出場者の報告会があった。

6. その他

(1) 今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 平成30年度 幼稚園・小学校運動会、中学校体育大会教育委員等出席者（案）について

事務局が、出席者（案）について説明を行った。

(3) 学校給食センター運営委員会の報告について

事務局が、3つの学校給食センターの運営委員会について資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

7月13日午後1時30分から木津学校給食センターの運営委員会、同日午後2時45分から加茂学校給食センターの運営委員会、8月23日午後1時30分から山城学校給食センター運営委員会が開催された。

平成29年度学校給食会計の決算報告、会計監査報告、事業報告、アレルギー対応の状況や平成31年度の幼稚園給食の提供体制、新学校給食センターの進捗状況を報告した。

【質疑応答】

委員：給食費の未納額を、新センターに移行するまでに解消する必要があるのではないか。

事務局：給食費の未納については、在籍中はもとより進学や転出をされても連絡を取って回収する努力を学校にしてもらっている。学校で納付相談に応じてもらえない場合は、最終的には市が移管を受けて法的措置に近い手立てを取れる体制は作ってはいるが、そこまで至った件は無い。

納付相談の際に就学援助制度を受けておられない場合は、案内をしていた。

委員：卒業してしまえば終わりといった感覚でおられては困る。

事務局：そうならない様に転出される場合なども連絡先の把握に努めている。

委員：本当に払えない方の救済策も考えていただきたい。

事務局：生活保護や準要保護世帯の方については、就学援助制度により給食費が全額補助対象となる。

委員：新学校給食センターが出来て給食センターが統合されると、未納額も統合することになるのか。

事務局：総額は統合されるが、個々の未納額が積みあがっている。何年度のどの学校の誰の未納額かを積み上げた結果であるので、統合になっても無くなるこ

とはない。

委員：本当に払えないのか、学校給食は無料であるべきだとの信条に基づいて払わないのか等の理由は把握しているのか。

事務局：それぞれの学校で、支払えないと言われて就学援助を受けておられない方には、制度の案内を行っている。

委員：NHKの受信料も裁判である程度払われるようになった。強制的な手段は取りたくはないが、確信犯で義務教育だから給食費を納めないという考えで支払わない方には、ある程度の対決姿勢も必要ではないか。

教育長：学校と一体となった取組みを考えていく必要がある。

(4) 全国学力・学習状況調査及び京都府学力診断テストの結果について

事務局が、資料に基づき報告を行った。

〔説明〕

4月2週目に小学校4年生と中学校1年生を対象に京都府学力診断テストが、小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力・学習状況調査が実施された。

教科は、国語と算数・数学と全国学力調査では、それらに加えて3年ぶりに理科が実施された。

結果は、全国学力・学習状況調査においては、すべて全国平均を上回っていた。また、府学力診断テストにおいては、府を上回っているか同程度であった。

続いて、全国学習状況調査質問紙から注視した項目について報告する。

「自分には、よいところがあると思いますか」の自尊心に関する質問である。

「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の肯定的な回答を含めると、小学生が83.1パーセント、中学生が77.9パーセントとなっている。

次に「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の自己有用感についてである。

肯定的な回答を含めると、小学生が95.6パーセント、中学生が93.7パーセントとなっており、いずれも高い割合であった。

平成29年度と比べて1パーセントから6パーセントの増加である。

次に、「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれぐらいの時間、勉強しますか」の家庭学習についての質問である。学校以外の塾で学習している時間も含んでいる。

小・中学生共に2時間以上勉強すると答えた割合は、全国平均を上回っているが、「30分未満」や「全くしない」と答えた児童・生徒は、小学生が7.3パーセント、中学生が14.2パーセントとなっており、人数に換算すると小学校6年生で65人、中学校3年生で105人が30分未満の家庭学習時間である。

各学校で家庭学習の宿題を工夫しているが、家庭学習0時間の解消に向けて、今後も引き続き家庭学習習慣定着への取り組みが必要である。

次に、「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれぐらいの時間、読書しますか」に

ついてであるが、全国に比べて悪い結果である。

全くしない割合が、小学生で23.2パーセント、中学生で38.6パーセントであり、それぞれ全国平均を上回っている状況である。

読書は、後々の学力の基盤になる部分であるので、各学校で朝読書等の読書活動に取り組んでいるが、もう少し本に親しむ取り組みが必要である。

次に「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に関しては、小学生は、「ややそう思う」を含めて全国平均をやや下回る程度で、中学生は、「ややそう思う」を含めると全国平均と同様である。小学校と中学校共に9割以上がいじめに対して批判的な目を持っている。

次に、「家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話をしますか」については、「どちらかといえばあてはまる」を含めると小学生では、80.5パーセント、中学生では、77.7パーセントである。家庭で、父母や祖父母と良好な関係を築けていると考える。

次に、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」については、全国平均と比べると参加率が低い結果である。

「あてはまらない」と答えている子どもの割合が全国平均に比べて多い。新興住宅地では、地域の行事も少ない現状がある。

最後に「将来の夢や目標を持っていますか」については、「あてはまる」と回答した割合は、小学校で69パーセント、中学校で49.4パーセントと全国平均はやや上回るものの、さらに夢や目標、希望を持てる教育を行っていききたい。

新学習指導要領で主体的・対話的で深い学びが掲げられており、友人や地域の方や自分を巻き込む様々な人との係わりの中で、自己肯定感や自尊感情を育て、将来に展望が持てる様な教育を展開していく。

【質疑応答】

委員：地域や学校間で格差はあったか。

事務局：小・中で一括して集計しているが、分析は可能である。地域の行事への参加などは、学校間で差が出ると考える。

教育長：1日当たりの読書時間が全国と比べて少ない。学力もそうだが、学習状況についても各学校で良く分析する必要がある。

委員：学校の授業以外の勉強時間には、塾も含むので地域によっては塾に行っている子どもが多ければ比率は高くなる。

3時間以上勉強して2時間以上読書をすれば寝る時間が無くなる。

全ての回答が、良いようにはならないのではないか。

委員：朝ご飯を食べているかの質問は、無くなったのか。

事務局：その質問は残っているが、インターネットやスマートフォンの使用時間に関する質問などは無くなっている。今年度から3分の1程度の質問が減っている

事と3年に一度の理科に関する質問が入っている。

(5) 木津川市中学生近畿大会・全国大会結果について

事務局が、資料に基づき報告を行った。

(6) 最近の主な新聞記事について、教育長が資料の提供を行った。

(7) 幼稚園・小・中学校の空調機整備状況について

委員が空調機の整備状況について説明を求めた。

事務局が、進捗状況を説明した。

〔説明〕

室内機の設置については、8月中に整備を完了するが、学校によっては使用する電力が増えることなどにより受電設備やキュービクルの改修や設置が必要になってくる。その工事が完了するのが10月から11月になる。その後に検査を経て引き渡しを受け、来年度の6月から一斉稼働となるが、今年の夏は暑い事もあり2学期から使用できる学校については、試運転という形で使用して良いと学校・園へは通知をさせていただいた。

これから運動会の練習等があるので、安全に配慮した使用をお願いしている。

また、普通教室の空調機を使用できない学校には、特別教室や会議室等の空調機の使える部屋を利用してクールダウンをすることをお願いしている。

【質疑応答】

委 員：何校が使用できるのか。

事 務 局：10校園が使用できる。

(8) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成30年9月25日(月)若しくは26日(火)の午前中で日程調整し、開催日時は、後日決定することとした。

教育長が、会議を閉会した。